

神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画

令和5年4月
神奈川県

神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画

目 次

第1章 総則	
第1 目的	1
第2 用語の定義	1
第2章 神奈川県大隊等の編成	
第3 県内ブロック	1
第4 情報連絡体制等	2
第5 県大隊等の編成	3
第6 指揮体制等	4
第7 出動基準及び集結場所等	4
第3章 県大隊等の出動	
第8 出動準備及び出動可能隊数の報告	5
第9 出動準備の解除の連絡	5
第10 県大隊等の出動	5
第11 迅速出動	6
第12 緊急消防援助隊の車両表示	7
第13 集結場所への集結完了	7
第14 進出拠点への進出	7
第15 高速自動車国道等の通行	7
第16 情報共有	8
第17 進出拠点到着	8
第18 現地到着	8
第4章 現場活動	
第19 神奈川県大隊本部の設置	9
第20 活動時における無線通信運用及び情報収集	9
第21 各隊の保有資機材等	9
第22 日報	9
第5章 後方支援活動	
第23 後方支援本部の設置	9
第24 後方支援中隊の任務等	10
第25 神奈川県の支援体制	10
第6章 活動終了	
第26 県大隊等の引揚げ	10
第27 帰署（所）報告	10

第7章 活動報告等

第28 活動結果報告	11
------------	----

第8章 その他

第29 指揮支援の応援	11
第30 航空部隊の応援	11
第31 水上中隊の応援	11
第32 消防本部等における事前準備	11
第33 細部要領	11

資料等

資料1 用語の定義	13
資料2 神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧	15
資料3 応援出動時連絡先一覧	17
資料4 神奈川県緊急消防援助隊登録部隊編成表	20
資料5 神奈川県統合機動部隊の編成	21
資料6 神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成	22
資料7 神奈川県NBC災害即応部隊の編成	23
資料8 神奈川県土砂・風水害機動支援部隊の編成	24
資料9-1 神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧【別表A-1】	25
資料9-2 神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧【別表A-2】	26
資料9-3 神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧	27
資料10-1 神奈川県大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】	28
資料10-2 神奈川県大隊の標準的な隊編成【地震・国家的な非常災害】	29
資料11 神奈川県大隊無線通信体制	30
資料12 神奈川県総合防災センター防災備蓄資機材リスト	31
資料13 応援可能資機材一覧（後方支援中隊を除く）	33
資料14 備蓄消火剤等一覧表	34
別紙第1 神奈川県大隊の編成（出動可能隊数・出動隊数）	35
別紙第2 神奈川県大隊・各部隊指揮体制	36
別紙第3 緊急消防援助隊出動部隊連絡票	38
別紙第4 公務従事車両証明書	40

要請要綱別記様式2-1	出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼
要請要綱別記様式2-2	出動可能隊数・出動隊数の報告
要請要綱別記様式2-3	出動準備の解除連絡
要請要綱別記様式3-1	緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 39 条の規定に基づき、緊急消防援助隊神奈川県大隊、神奈川県統合機動部隊、神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、神奈川県土砂・風水害機動支援部隊（以下「県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、神奈川県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

- 第 2 代表消防機関は、横浜市消防局とする。
- 2 代表消防機関代行は、代行順位 1 位川崎市消防局、代行順位 2 位相模原市消防局とする。
- 3 この計画において、用語の定義は資料 1 に定める。

第 2 章 神奈川県大隊等の編成

(県内ブロック)

第 3 県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を表 1 のとおりブロック分けするものとする。

表 1

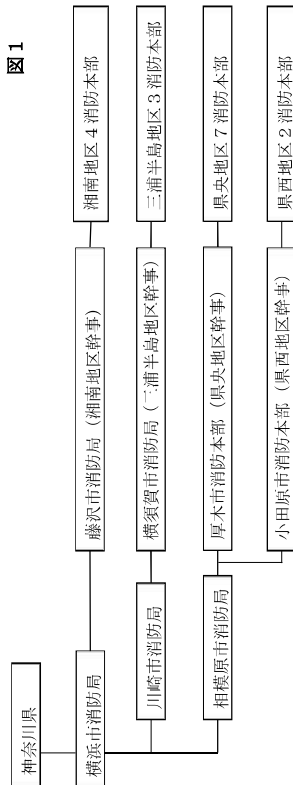
ブロック	地区名	消防本部名	地区幹事消防機関
第一ブロック	横浜 湘南	横浜市消防局	横浜市消防局
		藤沢市消防局、平塚市消防本部、茅ヶ崎市消防本部、大磯町消防本部、二宮町消防本部	藤沢市消防局
		川崎市消防局	川崎市消防局
第二ブロック	川崎 三浦半島	川崎市消防局	川崎市消防局
		横須賀市消防局、鎌倉市消防本部、逗子市消防本部、葉山町消防本部	横須賀市消防局
第三ブロック	相模原 県央	相模原市消防局	相模原市消防局
		厚木市消防本部、大和市消防本部、秦野市消防本部、伊勢原市消防本部、座間市消防本部、海老名市消防本部、綾瀬市消防本部、愛川町消防本部	厚木市消防本部
		小田原市消防本部、箱根町消防本部、湯河原町消防本部	小田原市消防本部
		県西	小田原市消防本部

- 2 ブロック長、ブロック長代行を次のとおりとする。
第一ブロック ブロック長 横浜市消防局 ブロック長代行 藤沢市消防局
第二ブロック ブロック長 川崎市消防局 ブロック長代行 横須賀市消防局
第三ブロック ブロック長 相模原市消防局 ブロック長代行 厚木市消防本部
- 3 ブロック長の任務は、次のとおりとする。また、ブロック長代行は、ブロック長が出動できない場合に、ブロック長の任務を代行する。
(1) 出動に係るブロック内の連絡及び調整
(2) 後方支援活動に係るブロック内の連絡及び調整
(3) その他必要な事項

(情報連絡体制等)

- 第4 応援出動時における連絡体制については、次に掲げるとおりとする。

情報連絡系統は、原則として図1のとおりとする。



- 2 応援出動時における各消防本部の連絡先は、資料2のとおりとする。
- 3 応援出動時における関係機関の連絡先は、資料3のとおりとする。
- 4 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には消防救急デジタル無線運用波6（県内共通波）、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。
なお、補完的な連絡手段として、LINE WORKSや電子メールを活用し、確実な連絡を行うものとする。
- 5 神奈川県は、各消防本部に同一内容の連絡を一言に行う場合には、神奈川県防災行政通信網により行うものとする。
- 6 第3章第8節各項に規定する出動可能隊数及び同章第10節に規定する出動隊数は図1の情報連絡系統により県及び代表消防機関に、次のとおり報告するものとする。
(1) 各地区内消防本部は、各地区幹事消防機関に有線FAXで報告するものとする。
(別紙第1)

- (2) 各地区幹事消防機関は地区内消防本部の出動可能隊数を取りまとめ、各ブロック長に有線FAXで報告するものとする（別紙第1）。
- (3) 各ブロック長は、ブロック内消防本部の出動可能隊数を取りまとめ、県及び代表消防機関に有線FAXで報告するものとする（別紙第1）。
- (4) 県は、各消防本部の出動可能隊数を取りまとめ、各消防本部に神奈川県防災行政通信網で連絡するものとする（別紙第1）。

(県大隊等の編成)

- 第5 神奈川県は、資料4のとおりとする。
- 2 神奈川県大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要な小隊等を、第3章第8節各項に規定する出動可能隊数の報告に基づき選定するものとする。
- 3 土砂・風水害災害等における神奈川県大隊の標準的な編成は、資料10-1のとおりとする。ただし、各消防本部の災害対応状況及び被災地において行う応援等を考慮し、調整は可能とする。
- 4 地震災害等における神奈川県大隊の標準的な編成は、資料10-2の特別編成陸上隊を除いた部隊のとおりとする。ただし、各消防本部の災害対応状況及び被災地において行う応援等を考慮した調整は可能とする。
- 5 国家的な非常災害における神奈川県大隊の標準的な編成は、資料10-2の特別編成陸上隊を含めた部隊のとおりとする。ただし、各消防本部の災害対応状況及び被災地において行う応援等を考慮した調整は可能とする。
- 6 大隊は、県単位の編成とする。
なお、神奈川県大隊長は、代表消防機関の横浜市消防局の職員をもって充てゐるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代行順位により代表消防機関代行の職員をもって充てゐるものとする。
- 7 中隊は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「第○ブロック中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「○○小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 9 後方支援中隊は、県又はブロック単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。
- 10 統合機動部隊は、資料5のとおり編成するものとする。
なお、神奈川県統合機動部隊長は、代表消防機関の横浜市消防局の職員をもって充てゐるものとする。
- 11 エネルギーマスター・産業基盤災害即応部隊は、資料6のとおり編成し、神奈川県エネルギーマスター・産業基盤災害即応部隊と呼称するものとする。
なお、神奈川県エネルギーマスター・産業基盤災害即応部隊長は、横浜市消防局の職員をもって充てゐるものとする。

12 NBC災害即応部隊は、資料7のとおり編成し、横浜市消防局NBC災害即応部隊、川崎市消防局NBC災害即応部隊及び相模原市消防局NBC災害即応部隊と呼称するものとする。

なお、NBC災害即応部隊長は、各部隊が属する消防本部の職員をもって充てるものとする。

13 土砂・風水害機動支援部隊は資料8のとおり編成し、神奈川県土砂・風水害機動支援部隊と呼称するものとする。

なお、神奈川県土砂・風水害機動支援部隊長は、代表消防機関の横浜市消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 神奈川県大隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊（以下「県大隊等」という。）の指揮体制は、別紙第2のとおりとする。

2 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式1のとおりとする。

3 神奈川県大隊長は、神奈川県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、神奈川県大隊の活動を指揮するものとする。

4 神奈川県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、神奈川県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、神奈川県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

5 神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 神奈川県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動を指揮するものとする。

8 中隊長は、神奈川県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。

9 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

(出動基準及び集結場所等)

第7 神奈川県大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、資料9-1から9-3のとおりとする。

第3章 県大隊等の出動

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

第8 資料9-1「別表A-1」及び資料9-2「別表A-2」に定める災害が発生し、神奈川県に属する緊急消防援助隊が出動準備を行う対象となっている場合、各消防本部は、直ちに第2章第4節第6項により出動可能隊数の報告を行うとともに、神奈川県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2 神奈川県は、資料9-3に定める出動対象地域で、土砂・風水害等の災害が発生し、消防庁から要請要綱別記様式2-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに第2章第4節第6項により出動可能隊数の報告を行うとともに、神奈川県は、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

3 神奈川県は、代表消防機関と協議の上、資料10-1及び10-2の標準的な隊編成に基づき、消防庁へ報告できるものとする。ただし、報告した部隊規模に大幅な増減が生じた場合は、変更後の隊編成について、再度、消防庁へ報告するものとする。

4 神奈川県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(出場準備の解除の連絡)

第9 神奈川県は、消防庁から要請要綱別記様式2-3等により、出場準備の解除の連絡を受けた場合は、前節第1項及び第2項の規定に基づき出場準備を依頼した各消防本部に対し、出動準備の解除を連絡するものとする。

(県大隊等の出動)

第10 神奈川県知事は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1により出動の求め又は指示を受けた場合は、第3章第8節各項により報告された部隊に基づき、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各消防本部に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、第2章第4節第6項により出動隊数を報告するものとする。

3 神奈川県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

4 代表消防機関は、県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、神奈川県及び各ブロック長に対して連絡するものとし、各ブロック長は情報連絡系統を通じてブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

5 神奈川県大隊長は、災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に神奈川県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する神奈川県大隊の円滑

な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、神奈川県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 被災地までの道路状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (4) 被災地における通信の確保に関すること。
- (5) 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
- (6) 航空消防活動の支援に関すること。
- (7) 宿営場所の設置に関すること。

6 神奈川県大隊は、神奈川県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出勤するものとする。

なお、神奈川県大隊長は、後方支援小隊等の出動準備又は進出に時間を要する部隊については、別に集結場所及び集結時間を指定して出勤させることができるものとする。

7 各小隊を出動させた消防本部は、別紙第3に必要事項を記載し、神奈川県及び代表消防機関に対し、有線FAXで報告するものとする。

(迅速出動)

第11 迅速出動に係る神奈川県大隊の編成は、資料10-2のとおりとする。

2 迅速出動に係る区分は資料9-1及び9-2のとおりとする。

3 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数をとりまとめ、第2章第4節各項により報告するものとする。

なお、既に出動した場合、出動隊数を報告するものとする。

4 迅速出動に該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 神奈川県統合機動部隊は、地震発生後、概ね1時間以内に出勤するものとする。
- (2) 神奈川県大隊は、神奈川県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出勤するものとする。

なお、後方支援小隊等の出動準備又は進出に時間を要する部隊については、後続の部隊として速やかに出勤するものとする。

5 迅速出動に該当する事案が発生した場合、神奈川県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。

6 県内で震度6以上の地震が発生した場合は、アクションプランに基づく場合を除き、原則として出勤しないこととする。また、県内で震度5強以上6弱以下の地震が発生した場合は、迅速出動を一時保留し、神奈川県は、県内の被害状況を勘案し消防庁と調整を図るものとする。

(緊急消防援助隊の車両表示)

第12 緊急消防援助隊として出勤する車両は、緊急消防援助隊として出勤している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第13 神奈川県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂風水害機動支援部隊長（以下「県大隊長等」という。）又はブロック中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び神奈川県に対して報告するものとする。

3 各消防本部の出動部隊の代表者は、集結場所を管轄する消防本部へ、別紙第3を提出するものとする。

4 集結場所を管轄する消防本部は、出動部隊から提出された別紙第3を県大隊長へ提出するものとする。

5 NBC災害即応部隊は集結場所に集結せず、直接、進出地点に出勤する。

(進出地点への進出)

第14 県大隊長等は進出地点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出地点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 県大隊長等又はブロック中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出地点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 県大隊等の活動地域及び任務
- (3) 県大隊等の進出地点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第15 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中は帰還（所）途上である旨を申し出て、別紙第4を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時及び車両登録番号等を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、神奈川県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第 16 県大隊等は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について各部隊間で情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第 17 県大隊等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。

なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速自動車国道等のインターチェンジ等の場合は、県大隊長等（NBC 災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第 18 県大隊等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 神奈川県大隊本部を設置する場合は、その位置
- (6) 使用無線系統
- (7) 地利及び水利の状況
- (8) 燃料補給場所
- (9) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長が神奈川県大隊長を兼ねる場合は、後続する県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が神奈川県大隊長の職務に就くものとする。

なお、統合機動部隊長が、神奈川県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する神奈川県大隊が被災地に到着後は、神奈川県大隊に帰属し、神奈川県大隊長の指揮の下、神奈川県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第 4 章 現場活動

(神奈川県大隊本部の設置)

第 19 神奈川県大隊長は、神奈川県大隊長を本部長とする神奈川県大隊本部を設置するものとする。

2 神奈川県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 神奈川県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 神奈川県大隊長は、被害状況及び神奈川県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第 20 活動時の無線通信運用体制は、資料 11 のとおりとする。ただし、調整本部又は指揮支援本部から別に指示があった場合は、その指示に従うものとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的にを行い、消防庁、被災地都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第 21 保有資機材及び備蓄消火薬剤等は、資料 12～14 のとおりとする。

(日報)

第 22 県大隊等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式 2 により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第 5 章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第 23 県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、代表消防機関の長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部員は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、神奈川県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

5 後方支援本部は、県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
- (2) 県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

(3) 県大隊等の活動記録の集約

(4) 県及び各消防本部に対する災害に対する県大隊等の活動状況に関する情報提供

(5) 県大隊等に対する災害に関する情報提供

(6) 必要な資機材等の手配及び提供

(7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

(8) 後方支援に関する神奈川県との調整

(9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第 24 後方支援中隊は、神奈川県大隊長の指揮の下、神奈川県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、別に定める要領により活動するものとする。

(神奈川県への支援体制)

第 25 神奈川県は、緊急消防援助隊の派遣に際し、後方支援本部と連携した支援体制の確保に努めるものとする。

第 6 章 活動終了

(県大隊等の引揚げ)

第 26 指揮支援部長から引揚げの連絡があった際、県大隊等は、被災地における活動を終了するものとする。

2 県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 県大隊等の活動概要 (時間、場所、隊数等)

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(帰署 (所) 報告)

第 27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署 (所) 後、神奈川県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 神奈川県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署 (所) 後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第 7 章 活動報告等

(活動結果報告)

第 28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署 (所) 後、神奈川県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 神奈川県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。

第 8 章 その他

(指揮支援の応援)

第 29 統括指揮支援隊及び指揮支援隊に係る応援等については、横浜市消防局、川崎市消防局及び相模原市消防局が別に定めるものとする。

2 航空指揮支援隊に係る応援等については、横浜市消防局及び川崎市消防局が別に定めるものとする。

(航空部隊の応援)

第 30 航空部隊に係る応援については、横浜市消防局及び川崎市消防局が別に定めるものとする。

(水上中隊の応援)

第 31 水上中隊に係る応援については、横浜市消防局及び川崎市消防局が別に定めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

第 32 各消防本部等は、神奈川県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

(細部要領)

第 33 この計画に定めるほか、応援出動時の詳細事項については、代表消防機関と協議の上、別に細部要領を定めるものとする。

附 則

この実施計画は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成 21 年 3 月 2 日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設等の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防庁第9号策定)」をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月28日消防令第19号)」をいう。	
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画、具体的には「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」をいう。	
6	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
7	地区	神奈川県消防長会で定めた地区をいう。	
8	地区幹事消防機関	地区の連絡及び調整を行う消防(局)本部をいう。なお、当該消防機関が所管する市町が被災し、任務を行うことが困難な場合は、この限りではない。	
9	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	要請要綱第2条(2)
10	指揮本部	被災地消防本部の指揮所をいう。	要請要綱第2条(3)
11	指揮者	被災地に係る市町村長 又はその委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第2条(4)
12	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第14条の2
13	調整本部長	調整本部の長。神奈川県知事をもって充てる。	法第14条の2の3
14	指揮支援本部	被災地の消防調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第5条
15	都道府県大隊本部	都道府県隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
16	後方支援本部	出動した前隊の円滑な後方支援を実施するため、代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第13条
17	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
18	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
19	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受ける者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
20	都道府県入隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
21	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
22	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
23	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
24	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
25	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5

附 則
この実施計画は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この実施計画は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この実施計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この実施計画は、平成30年4月2日から施行する。

附 則
この実施計画は、令和2年3月30日から施行する。ただし、資料4及び資料10は同年4月1日から施行する。

附 則
この実施計画は、令和2年7月1日から施行する。

附 則
この実施計画は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この実施計画は、令和4年3月30日から施行する。

附 則
この実施計画は、令和5年4月1日から施行する。

ブロック	地区	名称	連絡窓口(昼間)	電話				FAX	e-mail アドレス	住 所
			NTT	防災行政通信網			NTT			
				IP/庁内スマホ	閉域スマホ	地域衛星通信ネットワーク				
一	一	神奈川県 くらし安全防災局	消 防 保 安 課	045-210-3436	3429, 3430	3583, 3584	IP/庁内スマホと 同番号*2	045-210-8829	fm0313.n9f@pref.kanagawa.lg.jp	231-8588
			指 令 情 報 室	045-210-3456	3400, 3401	3501, 3502	IP/庁内スマホと 同番号*2	045-201-6409	higaihokoku.393@pref.kanagawa.lg.jp	横浜市中区日本大通1
第一ブロック	横浜	横浜市消防局	警 防 課	045-334-6712	2012	3011	IP/庁内スマホと 同番号*1	045-334-6710	sy-keibo@city.yokohama.lg.jp	240-0001
			司 令 課	045-334-6412				045-331-5221	sy-shirei@city.yokohama.lg.jp	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
	湘南	藤 沢 市 消 防 局	警 防 課	0466-22-8182	2072	3071	IP/庁内スマホと 同番号*2	0466-22-8184	fj-keibou@city.fujisawa.lg.jp	251-8601 藤沢市朝日町1-1
		平 塚 市 消 防 本 部	消 防 救 急 課	0463-21-3240	2051	3051	IP/庁内スマホと 同番号*2	0463-24-0119	kyukyu@city.hiratsuka.lg.jp	254-8686 平塚市浅間町9-1
			情 報 指 令 課							
		茅ヶ崎市消防本部	警 防 救 命 課	0467-85-9945	2092	3091	IP/庁内スマホと 同番号*2	0467-85-1112	fire_keibou@city.chigasaki.lg.jp	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
			指 令 情 報 課							
		大磯町消防本部	通 信 指 令 室	0463-61-0911	2220	3223	IP/庁内スマホと 同番号*1	0463-61-7412	s-keibou@town.oiso.lg.jp	255-0003 中郡大磯町大磯1075
二宮町消防本部	消 防 署 情 報 機 器 室	0463-72-0015	2230	3233	IP/庁内スマホと 同番号*1	0463-72-0117	firedept2@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp	259-0131 中郡二宮町中里711-1		
第二ブロック	川崎	川 崎 市 消 防 局	警 防 課	044-223-2606	2020	3023	IP/庁内スマホと 同番号*1	044-223-2619	84keibou@city.kawasaki.lg.jp	210-8565 川崎市川崎区南町20-7
			指 令 課	044-223-2645				044-223-2654	84sirei@city.kawasaki.lg.jp	
	三浦半島	横 須 賀 市 消 防 局	指 令 課	046-822-0119	2042	3041	IP/庁内スマホと 同番号*2	046-823-3920	ii-fb@city.yokosuka.lg.jp	238-8550 横須賀市小川町11番地
		鎌 倉 市 消 防 本 部	指 令 情 報 課	0467-44-0119	2062	3061	IP/庁内スマホと 同番号*2	0467-44-5551	sirei@city.kamakura.lg.jp	247-0056 鎌倉市大船3-5-10
		逗 子 市 消 防 本 部	通 信 指 令 室	046-871-0119	2102	3346	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-872-4330	honsho@city.zushi.lg.jp	249-0005 逗子市桜山2-3-31
		葉 山 町 消 防 本 部	消 防 署	046-876-0119	2200	3203	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-876-1263	shobosho@town.hayama.lg.jp	240-0112 三浦郡葉山町堀内2050-10

*1 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、地域衛星ネットワーク経由の通話不可
 *2 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、太文字及び下線の番号のみ地域衛星ネットワーク経由の通話が可能

26	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補充体制を整えた上で特別に編成される隊をいう。	
27	集結場所	都道府県大隊、総合機動部隊、エネルギー・産業基礎防災事即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第21条(1)
28	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15) 運用要綱第21条(2)
29	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
30	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
31	第一次出動都道府県大隊	大規模災害又は特殊災害が発生した又は出動させた都道府県をいう。	基本計画 第4章2(1)
32	出動準備都道府県大隊	第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を待った場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊をいう。	基本計画 第4章2(2)
33	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
34	国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて重大な被害を伴う災害であり、消防組織法第14条第5項に基づき消防庁官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示をすることとなる災害をいう。官制直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
35	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
36	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
37	部隊移動	法第44条の規定に基づく消防庁長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づき都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に移動することをいう。	要請要綱第2条(21)
38	資料編	神奈川県緊急消防援助隊応援計画(資料編)をいう。	

応援出動時連絡先一覧表（県・国・代表消防機関・航空隊）

【主要関係機関】

区分	名称		問 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話		
					電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX	
県・ 代表消 防機 関等	神奈川県		昼間	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	014-400-3429、3430		14-9722		
			夜間	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409	014-400-3400、3401				
	代表	横浜市消防局	昼間	警防部警防課	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-721	014-700-10-720			
			夜間	警防部司令課	045-332-1351	045-331-5221					
	(代行)	川崎市消防局	昼間	警防部警防課	044-223-2606	044-223-2619	014-300-21-48441	014-300-21-48499			
			夜間	警防部指令課	044-223-2645	044-223-2654	014-300-21-48633	014-300-30-4			
	(代行)	相模原市消防局	昼間	警防課	042-751-9140	042-786-2472	014-557-1				
			夜間	指令課	042-751-9111	042-751-9284					
	国	総務省消防庁		昼間	広域広域室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	120-90-49013	120-90-49033
				夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	120-90-49102	120-90-49036
陸上部隊 第1次出動	千葉県	主管課	千葉県	昼間	危機管理課災害対策室	043-223-2175	043-222-1127	012-500-7320	012-500-7298	500-7320	500-7298
				夜間	危機管理課情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	012-500-7225	012-500-7110	500-7225	500-7110
		代表消防	千葉市消防局	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
				夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	101-800-3690	101-800-3669
		航空隊	千葉市消防局	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
				夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	101-800-3690	101-800-3669
		主管課	東京都	昼間	総合防災部防災対策課	03-5388-2456	03-5388-1260	013-100-70671	013-100-70013	13-70671	13-70013
				夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	013-100-70349	013-100-70023	13-70349	13-70023
		代表消防	東京消防庁	昼間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	9503-013-601-9501-3545	013-601-9501-6704	9506-7511	
				夜間							
		航空隊	東京消防庁	昼間							
				夜間							
	山梨県	主管課	山梨県	昼間	消防保安課	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2538	019-200-2519	19-2538	19-2529
				夜間	消防保安課(県庁宿直直経由)	055-222-1269	055-222-7583		019-200-2535		
		代表消防	甲府地区広域(事)	昼間	警防課	055-222-1190	055-222-2119	019-213	019-213	9-220-1-036	9-220-2-036
				夜間	指令課	0551-20-3601	0551-20-3603				
		航空隊	山梨県	昼間	消防防災航空隊	055-223-1430	055-223-1858	019-200-2538	019-200-2535	19-2538	19-2529
				夜間	消防保安課(県庁宿直直経由)	054-221-2073	054-221-3327	022-100-2073	022-100-2072	22-32	22-26
		主管課	静岡県	昼間	消防当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072	022-100-6250	022-176-6080	
				夜間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168				
		代表消防	静岡市消防局	昼間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128	022-176-6010	022-176-6080		
				夜間	消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761				
		航空隊	静岡県	昼間	県庁防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072	022-100-6250		
				夜間	消防航空隊	054-267-3019	054-267-3022	022-176-6010	022-176-6080		
	航空隊	静岡市消防局	昼間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128	022-179-6010				
			夜間	警防課	053-475-7531	053-475-7539					
	航空隊	浜松市消防局	昼間	情報指令課	053-475-7552	053-472-1198	022-179-6010	022-179-6080			
			夜間								

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

ブロック	地区	名称	連絡窓口(昼間)	電話				FAX	e-mail アドレス	住 所
			NTT	防災行政通信網			NTT			
				IP/庁内スマホ	開域スマホ	地域衛星通信ネットワーク				
第三ブロック	県央	相模原市消防局	指 令 課	042-751-9111(代)	2030、2031、2032	3034	IP/庁内スマホと 同番号*2	042-751-9284	sirei@city.sagamihara.lg.jp	252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
		厚木市消防本部	警 防 課	046-221-2331	2130	3133	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-224-5370	lg6400c@city.atsugi.lg.jp	243-0003
			指 令 課						lg6450c@city.atsugi.lg.jp	厚木市寿町3-4-10
		秦野市消防本部	警 防 課	0463-81-0119	2120	3123	IP/庁内スマホと 同番号*1	0463-83-0022	f-keibou@city.hadano.lg.jp	257-0031
			情 報 指 令 課						f-sirei@city.hadano.lg.jp	秦野市曾屋757
		大和市消防本部	警 防 課	046-261-1119	2145	3141	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-264-8327	sh_keibo@city.yamato.lg.jp	242-0018
			指 令 課						sh_shire@city.yamato.lg.jp	大和市深見西4-4-6
		伊勢原市消防本部	警 防 救 急 課	0463-95-2119	2152	3151、3152	IP/庁内スマホと 同番号*1	0463-97-2158	keibou-kyukyu@city.isehara.lg.jp	258-1131
			情 報 指 令 係						keibi@city.isehara.lg.jp	伊勢原市伊勢原3-32-20
	海老名市消防本部	警 防 課	046-231-0355	2162	3162(開庁時) 3164(閉庁時)	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-234-7541	syobo-keibo@city.ebina.lg.jp	243-0411 海老名市大谷816	
	座間市消防本部	警 防 課	046-256-2211(代)	2170	3173	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-256-2215	keibou@city.zama.lg.jp	252-0011	
		消防管理課指令係						syoubouk@city.zama.lg.jp	座間市相武台1-48-1	
		綾瀬市消防本部	消 防 総 務 課	0467-76-0119	2190	3193	IP/庁内スマホと 同番号*1	0467-77-9200	wm.762113@city.ayase.lg.jp	252-1107
消防署管理担当			wm.760119@city.ayase.lg.jp						綾瀬市深谷中1-4-30	
愛川町消防本部	警 防 班 通 信 班	046-285-3131	2322	3321	IP/庁内スマホと 同番号*2	046-285-9119	syoubou@town.kanagawa- aikawa.lg.jp	243-0301 愛甲郡愛川町角田286-1		
県西	小田原市消防本部	情 報 司 令 課	0465-49-4410	2080	3083	IP/庁内スマホと 同番号*1	0465-49-2591	keibokei@city.odawara.lg.jp johou@city.odawara.lg.jp	256-0813 小田原市前川183-18	
	箱根町消防本部	消 防 署	0460-82-4511	2292	3291	IP/庁内スマホと 同番号*1	0460-87-0911	shoubousho@town.hakone.lg.jp	250-0404	
		通 信 指 令 室						sirei@town.hakone.lg.jp	足柄下郡箱根町宮ノ下467-1	
	湯河原町消防本部	警 防 課	0465-60-0119	2310	3313	IP/庁内スマホと 同番号*1	0465-63-7669	syokeibo@town.yugawara.lg.jp	259-0303	
情 報 指 令 小 隊	tsuushin@town.yugawara.lg.jp	足柄下郡湯河原町土肥1-5-22								

*1 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、地域衛星ネットワーク経由の通話不可

*2 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、太文字の番号のみ地域衛星ネットワーク経由の通話が可能

区分		名称		時間 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
						電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
陸上部隊 出動準備 県大隊	出動準備航空小隊	宮城県	主管課	宮城県	昼間 消防課	022-211-2374	022-211-2398	004-220-8-2374	004-220-8-2398	04-82374	04-82398
			代表消防	仙台市消防局	夜間 防災センター	022-211-2140		004-220-8-2140		04-82140	
					昼間 警防部警防課	022-234-1111	022-234-4280	004-621-2320	004-621-2319		
			代表消防	仙台市消防局	夜間 警防部指令課		022-234-2364	004-621-2350	004-621-2339		
					航空隊	宮城県	昼間 防災ヘリコプター管理事務所	0223-24-0741	0223-24-0872	001-010-8816-234-12557	
			航空隊	宮城県	夜間 航空隊長公用携帯	090-6787-6588		001-010-8816-234-12558			
		秋田県	主管課	秋田県	昼間 消防航空隊	0223-23-7850	0223-23-7848	7-004-621-2371	7-004-621-2379		
			代表消防	秋田市消防本部	夜間 総合防災課	018-860-4565	018-824-1190	005-100-100569	005-100-100600	05-11	05-52
					警防課	018-823-4243	018-823-9006	005-201-474	005-201-410		
			代表消防	秋田市消防本部	夜間 指令課	018-823-4265	018-823-7214	005-201-399	005-201-340		
					航空隊	秋田県	昼間 消防防災航空隊	018-886-8103	018-886-8105	005-100-110511	
			山形県	主管課	山形県	昼間 消防救急課	023-630-2227	023-633-4711	006-800-1205	006-800-1502	06-511
		代表消防		山形市消防本部	夜間 宿日直管理室	023-630-2754					
					警防課	023-634-1197	023-631-7320	006-744-901	006-744-950		
		代表消防		山形市消防本部	夜間 通信指令課	023-634-1198					
					航空隊	山形県	昼間 消防防災航空隊	0237-47-3275	0237-47-3277	006-800-6-603-1	006-800-6-603-8
		航空隊		山形県	夜間 緊急連絡用携帯	090-1494-1816					
		福島県	主管課	福島県	昼間 消防保安課	024-521-7190	024-521-9829	007-201-2629	007-201-5625	07-61	07-60
			代表消防	福島市消防本部	夜間 担当携帯電話	080-6028-8970	024-521-9829				
					警防課	024-534-9102	024-534-0310	007-270-02	007-270-10		
			代表消防	福島市消防本部	夜間 通信指令課	024-534-0119		007-270-01			
					航空隊	福島県	昼間 消防防災航空センター	0247-57-3000	0247-57-3500	007-333-02	007-333-10
			航空隊	福島県	夜間 隊長用携帯	090-6258-0836					
		富山県	主管課	富山県	昼間 消防課	076-444-3188	076-432-0657	016-111-3364	016-111-2827	16-3364	16-2827
			代表消防	富山市消防局	夜間 宿直室	076-444-3187		016-111-3363			
					警防課	076-493-4872	076-493-4018	016-501-242	016-501-268		
			代表消防	富山市消防局	夜間 通信指令課	076-493-4141	076-493-4011				
					航空隊	富山県	昼間 防災航空センター	076-495-3060	076-495-3066	016-111-80-41-9-10	016-111-80-41-10
			航空隊	富山県	夜間 消防課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	20-212	20-241
		長野県	主管課	長野県	昼間 消防課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	20-212	20-241
			代表消防	長野市消防局	夜間 警防課	026-227-8002	026-228-6398	020-202-8-124	020-202-76		
					通信指令課	026-226-0119	026-228-6398	020-202-8-160			
			代表消防	長野市消防局	昼間 消防防災航空センター	0263-85-5511	0263-85-5513	020-554-21	020-554-76		
					消防課	058-272-1122	058-271-4119	021-400-730	021-400-725	21-670	21-679
			代表消防	岐阜市消防本部	夜間 災害情報集約センター	058-272-1034		021-400-730	021-400-725	21-671	
		岐阜県	主管課	岐阜県	昼間 指令課	058-262-8151	058-266-8155	021-418-2-2531	021-418-719		
			代表消防	岐阜市消防本部	夜間 防災航空センター	058-385-3772	058-385-3774	021-650-701	021-650-719		
					消防航空隊長公用携帯	090-1091-1924					
			代表消防	岐阜市消防本部	昼間 消防保安課	052-954-6141	052-954-6894	023-600-2539	023-600-4694	23-2539	23-4694
					宿日直室	052-954-6844	052-954-6895	023-600-5250	023-600-4695	23-5250	23-4695
			代表消防	名古屋消防局	昼間 消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555		
		愛知県	代表消防	名古屋消防局	夜間 消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119				
					航空隊	愛知県	昼間 防災航空隊	0568-29-3121	0568-29-3123	023-200-31	023-200-11
			代表消防	名古屋消防局	夜間 消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555		
					消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119				
			航空隊	名古屋消防局	夜間 消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119				

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

区分		名称		時間 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
						電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
陸上部隊 出動準備 県大隊	出動準備 航空小隊	茨城県	主管課	茨城県	昼間 消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887	08-2896	
			夜間 防災・危機管理課(宿直担当)	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2898		
			代表消防	水戸市消防本部	昼間 消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8451		
			代表消防	水戸市消防本部	夜間 消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8451		
			航空隊	茨城県航空隊	昼間 防災航空室	029-857-8511	029-857-8501	008-120-8400	008-120-8450		
			航空隊	茨城県航空隊	夜間 防災・危機管理課	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2885
		栃木県	主管課	栃木県	昼間 消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-7131	009-500-2146	09-7501	09-7506
			代表消防	宇都宮市消防局	夜間 通信指令課	028-625-5599	028-625-3001	009-651-02	009-651-01		
			代表消防	宇都宮市消防局	昼間 消防防災航空隊	028-677-1119	028-677-0775	009-511-03	009-511-01		
			代表消防	宇都宮市消防局	夜間 航空隊長携帯	090-1655-8475					
			航空隊	栃木県	昼間 消防保安課	027-897-2686	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310
			航空隊	栃木県	夜間 消防保安課	027-897-2686	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453		
		群馬県	主管課	群馬県	昼間 消防防災課	048-830-8171	048-830-8159	048-830-3177	011-200-6-8159	048-830-8171	048-830-8159
			代表消防	前橋市消防局	夜間 システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	048-830-8111	011-200-6-8119		
			代表消防	前橋市消防局	昼間 警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-5095		
			代表消防	さいたま市消防局	夜間 警防部指令課	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5321	011-704-5390		
			航空隊	埼玉県	昼間 防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95		
			航空隊	埼玉県	夜間 消防課	025-282-1664	025-282-1667	015-401-20-6442	015-401-20-6497	15-11	15-11
		新潟県	主管課	新潟県	夜間 警備員室(宿日直経由)	025-285-5511		〃 警備員室連絡後	〃 警備員室連絡後		
			代表消防	新潟市消防局	昼間 警防課	025-288-3250	025-288-3255	015-492-2053	015-492-2049		
			代表消防	新潟市消防局	夜間 指令課	025-288-3270	025-288-3275	015-492-2085	015-492-2079		
	代表消防		新潟市消防局	昼間 消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265	015-524-10	015-524-40			
	代表消防		新潟市消防局	夜間 公用携帯(隊長)	090-8943-9409						
	航空隊		新潟県	昼間 危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	011-210-22-577	011-210-22-586	01-11	01-11	
	出動準備 航空小隊	北海道	主管課	北海道	夜間 警防部消防救助課	011-215-2060	011-271-0610	001-235-3-2060	001-235-4-3070		
			代表消防	札幌市消防局	夜間 警防部指令課	011-215-2080	011-261-9119	001-235-3-2080	001-235-4-3080		
			代表消防	札幌市消防局	昼間 防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	001-210-3-9898	001-210-3-9899	01-11-39-897	01-11-39-897
			代表消防	札幌市消防局	夜間 防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	001-210-3-9898	001-210-3-9899		
			航空隊	札幌市消防局	昼間 警防部消防救助課	0133-62-4119	011-271-0632	001-235-3-2060	001-235-4-3070		
			航空隊	札幌市消防局	夜間 警防部指令課	011-215-2080	011-261-9119	001-235-3-2080	001-235-4-3080		
		青森県	主管課	青森県	昼間 消防保安課	017-734-9087	017-722-4867	8-002-801-810-1-4132	002-801-6021	02-221	02-229
			代表消防	青森地区広域(事)	夜間 消防防災航空隊長公用携帯	017-775-0854	017-775-1444	002-801-9012			
			代表消防	青森地区広域(事)	昼間 警防課	017-775-0854	017-775-1444	002-801-9012			
			代表消防	青森地区広域(事)	夜間 通信指令課	017-775-0851					
	岩手県	主管課	岩手県	昼間 防災航空センター	017-729-0355	017-729-0377	002-801-810-1-5451				
		代表消防	岩手県	夜間 総合防災室	019-629-5556	019-651-2175	003-111-22-5556	003-111-22-5174	03-38	03-40	
		代表消防	盛岡地区広域(事)	昼間 警防課	019-626-7402	019-651-9916	003-414-1	003-414-9			
		代表消防	盛岡地区広域(事)	夜間 通信指令課	019-622-0119	019-626-4016	003-414-2				
	航空隊	岩手県	昼間 防災航空センター	0198-26-5251	0198-26-5256	003-592-1	003-592-9				
	航空隊	岩手県	夜間 航空隊長公用携帯電話	090-6853-4083							

神奈川県統合機動部隊の編成

小隊名 応援先	統合機動部隊 指揮隊(5人)	消火小隊 (15人)	救助小隊 (15人)	救急小隊 (9人)	通信支援小隊 (4人)	後方支援小隊 (9人)	集結場所
応援先都道府県 東京都、千葉県、 山梨県、静岡県	横浜市消防局 総合指揮隊	横浜市消防局 本陣消防隊	横浜市消防局 機動第一救助隊	横浜市消防局 寺尾救急隊	横浜市消防局 通信支援隊	横浜市消防局 機動支援隊 (支援車1型) 機動資機材搬送隊	横浜市民 防災センター
		横浜市消防局 小机消防隊	横浜市消防局 山下町特別救助隊	横浜市消防局 北方救急隊			
		横浜市消防局 市沢消防隊	横浜市消防局 末吉特別救助隊	横浜市消防局 川和救急隊			

神奈川県緊急消防援助隊登録部隊編成表

(令和5年4月1日現在)

指 揮 支 援 隊	航 空 指 揮 支 援 隊	統 合 機 動 隊	災 害 即 応 隊	工 事 機 動 隊	土 砂 崩 落 風 害 指 揮 機	大 隊 指 揮	消 火 小 隊	救 助 小 隊	後 方 支 援 小 隊	通 信 支 援 小 隊	通 信 支 援 小 隊	毒 物 等 対 応 小 隊	大 規 模 危 険 物 火 災 等 対 応 小 隊	密 閉 空 間 火 災 等 対 応 小 隊	速 距 離 大 量 送 水 小 隊	消 防 活 動 二 輪 小 隊	震 災 対 応 特 殊 車 小 隊	水 難 救 助 小 隊	上 小 隊	航 空 後 方 支 援 小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊	小 隊
-----------	---------------	-----------	-----------	-----------	-------------------	---------	---------	---------	-------------	-------------	-------------	---------------	---------------------------	-----------------------	-------------------	-----------------	-------------------	-------------	-------	-----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

神奈川県NBC災害即応部隊の編成

消防本部名	NBC災害即応部隊指揮隊	検知・救助隊		除染隊			後方支援中隊 (後方支援小隊)		その他必要な車両			
		特殊災害対応自動車	救助工作車	大型除染システム搭載車	資機材搬送車	水槽付き消防ポンプ自動車	支援車等	燃料補給車	資機材搬送車	人員搬送車		
横浜市消防局	1	1	1	1		1	※	※	※			
川崎市消防局	1	1	1	1		1	2		1			
相模原市消防局	1	1	1	1		2				1		

神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成

消防本部名	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	特殊災害中隊					消火中隊	特殊装備中隊				通信支援小隊	後方支援小隊	水上小隊
		大容量送水ポンプ車	大型放水砲搭載ホース延長車	大型化学車	大型高所放水車	泡原液搬送車		遠距離送水用ポンプ車	ホース延長車	はしご車	屈折はしご車			
横浜市消防局	○	○	○	※	※	※	○					※	※	※

※ 出動する小隊は、調整後に決定する。

別表A－1 震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備（第5条関係）及び迅速出動（第31条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		統合機動部隊及び県大隊						航空小隊		
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第 1 次出動		出動準備				第 1 次出動	出動準備	
				統合機動部隊	県大隊	統合機動部隊	県大隊					
				★ 3	★ 4	★ 1		★ 2				★ 5
I	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備				出動準備		
最大震度 7 の地震の震央管轄都道府県※ 1 に対する措置		震央が陸域	<u>迅速出動</u> <u>(出動準備を含む。)</u>		<u>迅速出動</u> <u>(出動準備を含む。)</u>		出動準備				出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2	
II	震央が海域	出動準備		出動準備						出動準備		
最大震度 6 強(東京都特別区は 6 弱)の地震の震央管轄都道府県※ 1 に対する措置		震央が陸域	<u>迅速出動</u> <u>(出動準備を含む。)</u>	出動準備	<u>迅速出動</u> <u>(出動準備を含む。)</u>	出動準備					出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2	
III－ア	震央が海域	出動準備		出動準備						出動準備		
最大震度 6 弱(東京都特別区は 5 強、政令市は 5 強又は 6 弱)の地震の震央管轄都道府県※ 1 に対する措置		震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2					出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2		
III－イ	大津波警報が発表された都道府県に対する措置	出動準備		出動準備						出動準備		
IV	噴火警報（居住区域）が発表された都道府県に対する措置	出動準備								出動準備 (統括指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊に限る。)		

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

※ ★にあつては27ページ《対象地域》を参照（要請要綱より抜粋）

資料8

神奈川県土砂・風水害機動支援部隊の編成

消防本部等名	指揮		特殊装備								後方支援												通信		土砂・風水害機動支援部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		救助小隊				特殊装備小隊		後方支援小隊		後方支援小隊										通信支援小隊					
			津波・大規模風水害対策車（バギー）		救助工作車		重機及び重機搬送車		資機材搬送車（ゴムボート）		拠点機能形成車		支援車Ⅰ型		燃料補給車		資機材搬送車		人員輸送車				支援車			
	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）	隊数 （隊）	人員 （人）		隊数 （隊）
横浜市消防局	1	5			1	5							1	7			1	2	2	4			1	2	7	25
川崎市消防局					1	5	1	2									1	2	1	2					4	11
相模原市消防局					1	6	1	3							1	2									3	11
横須賀市消防局					1	5			1	2									1	2					3	9
平塚市消防本部			1	5									1	3											2	8
藤沢市消防局					1	5							1	3			1	3	1	2					4	13
厚木市消防本部												1	3								1	2			2	5
合計	1	5	1	5	5	26	2	5	1	2	1	3	3	13	1	2	3	7	5	10	1	2	1	2	25	82

※1 部隊長は、災害状況等により編成し出動するものとする。

※2 集結場所は、原則として資料9の集結場所から代表消防機関が指定する。

神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧

《対象地域》

- ★ 1：【基本計画第2】第1次出動の対象となる都県
- 東京都・千葉県・静岡県・山梨県
- ★ 2：【基本計画第3】出動準備となる道県
- 北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
- ★ 3：【要請要綱別表B】
- 神奈川県・静岡県
- ★ 4：【要請要綱別表B】
- 山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
- ★ 5：【要請要綱別表C】
- 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・山梨県・静岡県
- 【要請要綱別表D】
- 北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県・富山県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県

《県大隊の集結場所》

対象ブロック	集結場所（所在地）	主要道路	管轄消防本部
第一ブロック	横浜市消防訓練センター （横浜市中区磯子区深谷町）	首都高速道路 東名高速道路	横浜市消防局
	代替集結場所 神奈川県消防学校（厚木市下津古久）	東名高速道路	厚木市消防本部
第二ブロック	川崎市消防訓練センター （川崎市宮前区大蔵）	東名高速道路	川崎市消防局
第三ブロック	神奈川県消防学校 （厚木市下津古久）	東名高速道路 新東名高速道路	厚木市消防本部

《アクションプランに対する措置》

山崩計画 ・出動対象災害	＜南海トラフ地震＞ 1 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。 （1）発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 （2）発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合） 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合		
	応援編成計画	被害確認後応援	
応援都道府県	静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県 （応援先は長官が指示する。）		
集結場所	上記《県大隊の集結場所》参照		
管轄消防本部	上記《県大隊の集結場所》参照		
広域進出拠点	東名高速道路 足柄SA下り		
進出拠点	消防庁と調整本部が調整後に決定		

別表 A-2 複数の都道府県において震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備（第5条関係）及び迅速出動（第31条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		統合機動部隊及び県大隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第 1 次出動		出動準備		第 1 次出動	出動準備
				統合機動部隊	県大隊	統合機動部隊	県大隊		
				★ 3	★ 4	★ 1	★ 2		
Ⅰ 最大震度 7 の地震の震央管轄 都道府県※ 1 に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	<u>迅速出動</u> <u>(出動準備を含む。)</u>		<u>迅速出動</u> <u>(出動準備を含む。)</u>		<u>迅速出動</u> <u>(出動準備を含む。)</u>		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊 が迅速出動※ 2	
Ⅱ 最大震度 6 強（東京都特別区は 6 弱）の地震の震央管轄都道府 県※ 1 に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	<u>迅速出動</u> <u>(出動準備を含む。)</u>		<u>迅速出動</u> <u>(出動準備を含む。)</u>	出動準備	<u>迅速出動</u> <u>(出動準備を含む。)</u>	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊 が迅速出動※ 2	
Ⅲ－ア 最大震度 6 弱（東京都特別区は 5 強、政令市は 5 強又は 6 弱） の地震の震央管轄都道府県※ 1 に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要 な隊が迅速出動※ 2		出動準備及び長官の要 請に基づき必要な隊が 迅速出動※ 2		出動準備及び長官の 要請に基づき必要な 隊が迅速出動※ 2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊 が迅速出動※ 2	
Ⅲ－イ	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

※ ★にあつては27ページ《対象地域》を参照（要請要綱より抜粋）

令和五年4月1日現在

29

資料10-1

令和5年4月1日現在

28

617

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
各隊間	主運用波 6（県内共通波）	無線統制は、神奈川県大隊長が行う。
神奈川県大隊本部 ↓ 調整本部 指揮支援本部 各都道府県大隊本部	統制波 1（全国共通波） （指揮支援部隊長）	無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

- ※ 出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第32条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。
- ただし、使用無線系統は被災地消防本部の指示に従うものとする。
- 1 全国共通波統制局は、調整本部におくものとする。
 - 2 県内共通波統制局は、都道府県大隊本部におくものとする。
 - 3 県内共通波の使用は、原則として都道府県大隊長と各隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各隊間で使用することができるものとする。
 - 4 都道府県大隊内の無線機の貸し借りにより、各隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
 - 5 中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりかたがたいても、少なくとも、優先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
 - 6 通信は必要最小限にとどめるものとする。

区分	品 目	数 量	摘 要	区 分	品 目	数 量	摘 要
食 糧	アルパインエア	1,320		応 急 活 動 支 援 用 資 機 材	野外作業ラジオ	30	
	アルファ米	1,600			雨具	210	
	災害備蓄パン	792			ヘルメット	120	
	レトルトカレー	300			防塵メガネ	1,900	
	行動食	300			防塵マスク	2,970	
調 理 器 具 類					耐熱手袋	610	
	組立式煮炊レンジ	22			軍手	1,680	
	LPガスコンロ	8	セット		水筒	260	
	可機式濾水機	1			防水型懐中電灯	77	
	ポリタンク	621			ヘッドランプ	54	
資 具 ・ 生 活 用 具 類	防災服	2,144	上下一式		拡声器	0	
	防寒着	70	上下、ジャケット		災害組織用救急箱	45	
	冬用作業服	200	冬、ジャケット		スコップ	659	
	カーペット	1,510			缶バケツ	480	
	毛布	2,484			ツルハシ	218	
	ロールマット	3,492			バール	115	
	寝袋	182			片刃のこぎり	159	
	簡易ベッド	101			ハンマー	90	
	簡易型組立トイレ	246			防水シート	2,700	
	洋式便座	3			自転車	19	
	トイレットペーパー	912	ロール数		組立式リヤカー	19	
	組立式風呂	3			一輪車	11	
	暖房器具	4			脚立	2	
	車イス	21			ゴムボート	2	
	発電機	30			FRPボート	2	
応 急 活 動 支 援 用 資 機 材	防音型発電機	4		林 野 資 機 材	救命胴衣	51	
	発電機付投光器	9			毒ガス収納筒	1	
	投光器一式	101			救助用ロープ	0	
	コードリール	107			化学防護服	2	
	災害用天幕	112			高圧洗浄機	5	
	大型テント	9			資材搬送車	2	
	エアータント	9			水のう	3	
	ドームテント	18			混合機	4	
	トランジスター	70			消火薬剤	600	

神奈川県大隊各部隊保有資機材一覧表(後方支援中隊を除く)

一覧表には、各消防本部が応援出動に持参可能な資機材数を記載する。

[illegible]

NO.2							
区分	品 目	数 量	摘 要	区分	品 目	数 量	摘 要
林 野 火 災 用 材	背負式消火水のう	75		検 査 用 器 具 類	熱源探知赤外線カメラ	10	
	組立水槽	6			ファイバースコープ	10	
	可搬式ポンプ	4			水陸カメラ	3	
	草刈り機	9			地中音響探知機	10	
	油圧カッター	8			担架	24	
切 断 ・ 破 壊 用 具 類	スプレッダー	6		搬 送 用 器 具 類	ベッド兼用担架	21	
	携帯式油圧救助器具	2			台車付担架	8	
	携帯カッター	17			バックボード	4	スラップ付
	エントリージャール	10			ヘッドイモビライザー	4	
	チェンソー	19			空間搬送用サーベイター (NaI シンチレーション)	7	
	エンジンカッター	39		空間搬送用サーベイター (電離槽式)	6		
	ガス溶断機	13		表面汚染測定用サーベイメー ター(シンチレーション式α)	28		
	削岩機	6		表面汚染測定用サーベイメー ター(GM管式β線用)	28		
	衝撃式万能ハンマー	11		中性子線用サーベイメーター	3		
	万能斧	103	大(13)小(90)		カメラ併用防水ケース	7	
とび口	90			個人線量計 (トレンド機能付γ線)	59		
ワイヤーカッター	94			防護服(タイケムC)	23		
可搬式ウインチ	11			放射線防護服	15		
重 量 物 排 除 器 具 類	空気ジャッキ	1		原 子 力 防 災 等 資 材	全身化学防護服	10	
	(同フットポンプ)	(0)			除染洗面台	2	
	ガレージジャッキ	6			放射線測定雲置セット	2	
	エックスジャッキ	45			除染剤セット	2	
	手動ジャッキ	84			放射能汚染防止シート	0	
	携帯型車移動機	12			警戒区域表示板	0	
	油圧式救助器具	1			防毒マスク直結式小型	10	
	爪付油圧ジャッキ	0			呼吸器用CS面体	10	
機 計 測 器 類	ガス検知器	22			化学防護手袋	10	
	検電器	5			化学防護靴	10	
	鉄筋探査器	11			防護シャワーテント	1	
呼 吸 器 類	空気呼吸器	27		機 救 器 命 類	自動体外式除細動器	2	
	同上ポンベ	13					

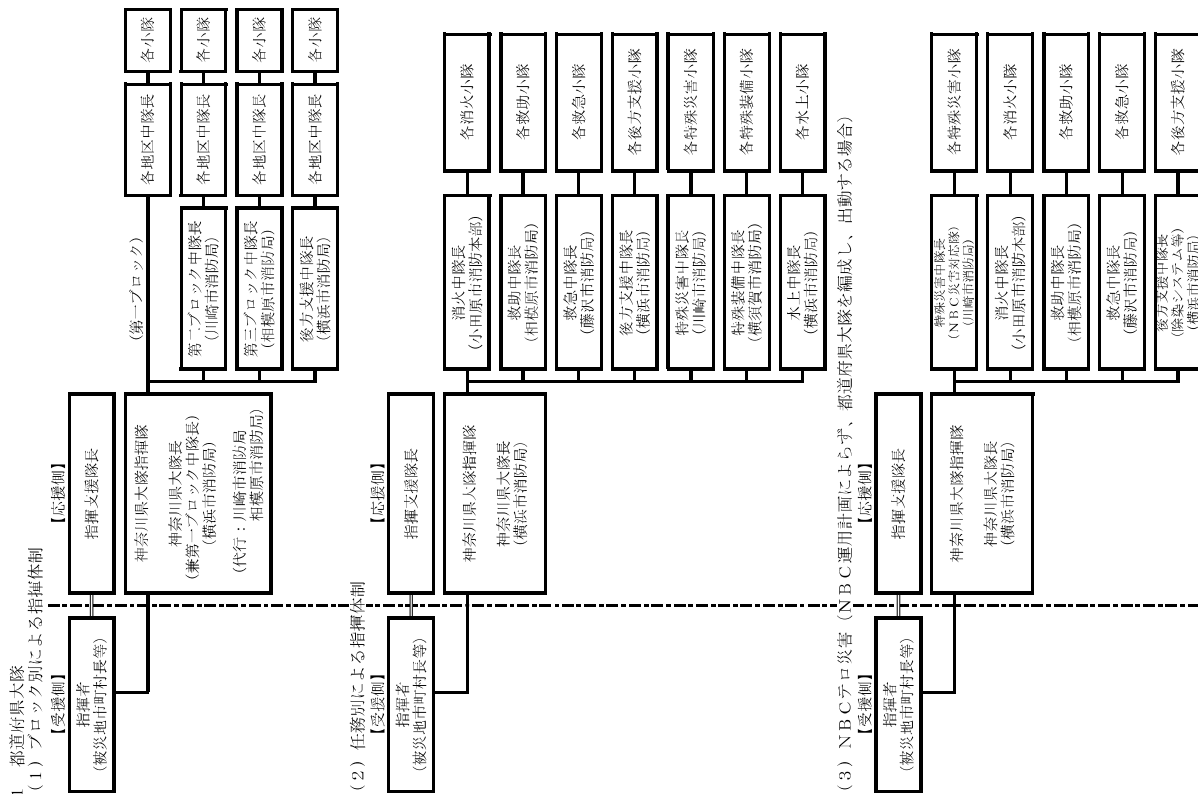
[illegible]

備蓄消火薬剤等一覧表

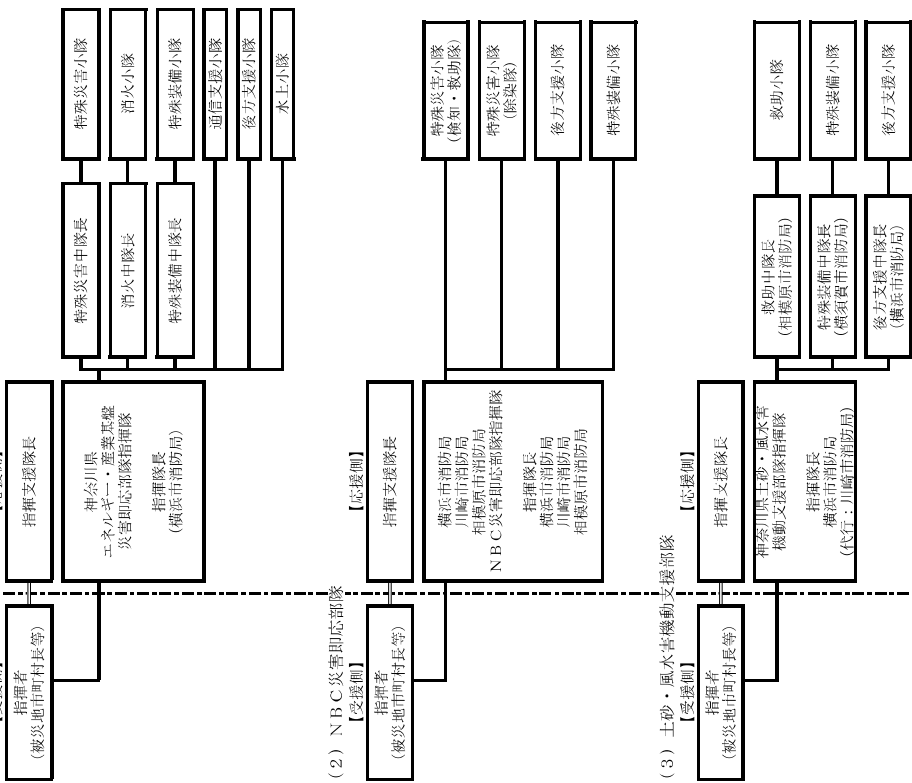
	化学消火薬剤種類					流出油処理剤						
	たん白系(リットル)		合成界面活 性剤(リット ル)	水成膜泡消 火薬剤(リッ トル)	水溶性液体用 泡消火薬剤(耐 アルコール用) (リットル)	粉末(kg)				液状 (リットル)	粉末(kg)	吸着マット (枚)
	3%型	6%型				第1種	第2種	第3種	第4種			
横浜市消防局	63,800			9,900						5,000		4,240
川崎市消防局	67,640		4,720	28,380	76,610					2,824	1,263	7,477
相模原市消防局	2,400		5,000	1,730	※タンバク3% で対応(2,400)							2,000
横須賀市消防局	2,380			4,780							650	600
平塚市消防本部			2,020		4,840							
鎌倉市消防本部			2,960	3,380								
藤沢市消防局			1,270	1,060							563	1,387
小田原市消防本部	600		5,000									500
茅ヶ崎市消防本部			690	3,620	60						190	3,022
逗子市消防本部			1,220	660							90	1,350
秦野市消防本部				1,500							50	
厚木市消防本部			380	1,940	400						308	467
大和市消防本部	40		1,520	1,140	200							
伊勢原市消防本部			200	2,100							15	362
海老名市消防本部			2,120								190	173
座間市消防本部			360	1,660	180						95	945
綾瀬市消防本部			20	1,180								
葉山町消防本部			100									
大磯町消防本部			1,000	420							248	20
二宮町消防本部			180								30	
箱根町消防本部			800	100								
湯河原町消防本部				200								
愛川町消防本部				280								
計	136,860	0	29,560	64,030	82,290	0	0	0	0	7,824	3,692	22,543

※神奈川県の出発可能消火薬剤は、備蓄消火薬剤の概ね10%とする。

神奈川県大隊・各部隊指揮体制



2. 各部隊
 (1) エネルギー・産業・建設災害即応部隊



緊急消防援助隊出動部隊連絡表

報告日時	年	月	日	時	分
消防本部名	消防(局)本部				
指揮者	階級	氏名			
部隊数	階級	氏名	名		
集結場所到着予定時間	時		分		

担当者：所属 氏名

連絡先：

出動部隊名		車両登録番号		無線呼称名	
隊員情報		階級	氏名	年	令
		隊長			
		機関員			
		隊員			
		隊員			
		隊員			
備考欄					

出動部隊名		車両登録番号		無線呼称名	
隊員情報		階級	氏名	年	令
		隊長			
		機関員			
		隊員			
		隊員			
		隊員			
備考欄					

消防本部名	消防(局)本部
-------	---------

出動部隊名		車両登録番号		無線呼称名	
隊員情報		階級	氏名	年	令
		隊長			
		機関員			
		隊員			
		隊員			
		隊員			
備考欄					

出動部隊名		車両登録番号		無線呼称名	
隊員情報		階級	氏名	年	令
		隊長			
		機関員			
		隊員			
		隊員			
		隊員			
備考欄					

その他連絡事項	

別記様式2-1

(第5条関係)

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

都道府県消防防災主管部長 殿

送付先

送信時間

年

月

日

時

分

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性があるので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内に報告願います。
また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	〇〇年	〇〇月	〇〇日	時	分
災害発生場所	都道府県	市区町村			
災害名					
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	〇〇年	〇〇月	〇〇日	時	分
災害の状況					
原子力施設、石油コンビナートの有無	原子力施設等	石油コンビナート等			

都道府県大隊

対象 ※いすゞがに

出動可能な全隊

一部の指定した隊 ※一部に指定する隊

編成に係る連絡事項

【隊の指定情報】

部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名		連絡事項
統括指揮支援隊		
指揮支援部隊		
航空指揮支援隊※1		
航空部隊	航空小隊※1	
	航空後方支援小隊※1	
統合機動部隊		
エネルギー産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

10cm

公務従事車両証明書

発行番号

通行年月日

年

月

日

道路及び区間

道路名

I Cから I Cまで (入口) (出口)

乗車責任者の職、氏名

車両登録番号

この車両は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。

災害名

年

月

日

発行者 職氏名

印

※発行番号は災害毎の一連番号とする。

(注1：上記様式は、簡速道路事業者等の共通様式であること。)
(注2：道路名称及び区間の表記は、努めて区間名を記入することとするが、料金所等の名称が分からないときは、「〇〇道～□□道～△△道」でも可とする。

別記様式2-2

(第5条,第9条,第36条,第36条,第36条)

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 総合機動部隊 用)

※都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊數報告	○○	年	月	日	時	分
出動隊數報告	○○	年	月	日	時	分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 代表消防機関消防長 殿

(都道府県消防防災主管部長又は消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名		最も早く出動できる時間※1		時 分
		可能業務報告時に記入	(統合機動部隊)	時 分
		出動業務報告時に記入	(都道府県大隊)	時 分
出動時間※1				

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出勤できる時間(出勤した時間)を記入

※（ ）内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種類	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	[]	[]	[]	[]	
消火小隊	[]	[]	[]	[]	
救助小隊	[]	[]	[]	[]	水陸両用バギー: 台
救急小隊	[]	[]	[]	[]	
後方支援小隊	[]	[]	[]	[]	
通信支援小隊	[]	[]	[]	[]	
震災対応特殊車両小隊	[]	[]	[]	[]	重機: 台
特殊整備小隊	[]	[]	[]	[]	中型水陸両用車: 台
その他特殊整備小隊	[]	[]	[]	[]	

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

高橋橋敷命一上:	艇、敷命一上(船外欄有):	艇、敷命一(手二並):	艇、水上才一トハイ
合計	[] [] [] []	[] [] [] []	[] [] [] []

参考 局理使明文様(台欄部印紙)

人 家

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊數報告	○○	○○	年	月	日	時	分
出動隊數報告	○○	○○	年 <td>月 <td>日 <td>時 <td>分</td> </td></td></td>	月 <td>日 <td>時 <td>分</td> </td></td>	日 <td>時 <td>分</td> </td>	時 <td>分</td>	分

消防庁広域応援室長 又は
都道府県消防防火主官部長
代表消防機関消防長 殿

(都道府県消防防災主管部長又は消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

隊の種類	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備考(内訳)
指揮							
指揮支援隊							
指揮支援隊							
航空指揮支援隊※1							
航空指揮支援隊※1							＜航空隊名、同時出動可否＞
航空後方支援小隊※1							
航空小隊※1							＜機体愛称＞
指揮隊							
救助小隊							水陸両用バギー： 台
特殊装備小隊							重機： 台
特殊装備小隊							中型水陸両用車： 台
後方支援小隊							
支援部隊							

【その他特種な装備品の情報】

高機能救命ボート： 艇、救命ボート(船外機有)： 艇、救命ボート(手こぎ)： 艇、水オートバイ： 台

合計

【その他特殊な装備品の情報】

[illegible]

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのが備考に記載すること

※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

＜連絡責任者＞

担当課室		氏名
NTT回線電話		NTT回線FAX
地域衛星電話		地域衛星FAX

出動準備の解除連絡

送信時間〇〇年〇月〇日〇時〇分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長

送付先:

消防庁広域応援室長
貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇年〇月〇日〇時〇分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】
	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【航空小隊】
	【航空後方支援小隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間〇〇年〇月〇日〇時〇分

都道府県知事 } 殿
市町村長

送付先:

消防庁長官
次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇年〇月〇日〇時〇分頃
災害発生場所	都道府県市区町村
災害名	
災害の状況	原子力施設等石油コンビナート等
出動区分	求め指示
アクションプラン又は運用計画	適用（ ）
求め又は指示日時	〇〇年〇月〇日〇時〇分

都道府県大隊	
対象 ※いづれかに●	出動可能な全隊 一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	
【隊の指定情報】	
応援先	市県町村 進出拠点

部隊 ※対象となる隊に●	
部隊名	連絡事項、応援先等
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊	応援先 進出拠点
航空小隊	
航空後方支援小隊	
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	応援先 進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日
災害名
都道府県

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名 都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)	月	日	時	分	月	日	時	分
出動日時※1								
集結場所								
進出拠点								
進出拠点到着日時								
活動開始日時								
活動終了日時								
被災地引揚げ日時								
宿営場所								

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体番号)	月	日	時	分	月	日	時	分
出動日時								
活動開始日時								
活動終了日時								
被災地引揚げ日時								
宿営場所								

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時		救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日			
1				人	
2				人	
3				人	
4				人	
5				人	
			計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、○○県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時	救出場所※4	救助人数	備考
1	月 日 時 分		人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載

5 救急出動状況

搬送件数	不搬送件数	計
陸上 件	件	件
航空 件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇	年	月	日	()	時	分	現在
災害名	都道府県			市区町村				
活動場所	種別	時間	活動場所	活動概要(連絡活動機関を含む)				
活動内容								
隊員の負傷	有・無			車両・資機材の損傷		有・無		
上記急傷・損傷の内容								
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数		
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人		
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人		
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人		
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人		
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人		
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人		
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計			
	件数	件	件	件	件	人	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が5人)	件	件	件	件	人	人	
宿営場所	名称	所在地		分 時				
翌日の活動予定	活動時間	活動場所		分				
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人			
活動内容								
報告者	消防本部	氏名						
	TEL							

航空運用本部		航空運用班	
NTT回線	TEL		FAX
消防防災無線	TEL		FAX
地域衛星回線	TEL		FAX
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	
航空運用調整班	所属	職・氏名	
	TEL	FAX	

災害対策本部		設置場所	
NTT回線	TEL		FAX
消防防災無線	TEL		FAX
地域衛星回線	TEL		FAX
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	

大隊長	所属 氏名	TEL	
統合機動 部隊長	所属 氏名	TEL	
後方支援本部	所属 TEL	FAX	
メールアドレス			

大隊長	所属 氏名	TEL	
統合機動 部隊長	所属 氏名	TEL	
後方支援本部	所属 TEL	FAX	
メールアドレス			

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

調査本部		設置場所：	
NTT回線	TEL		FAX
消防防災無線	TEL		FAX
地域衛星回線	TEL		FAX
メールアドレス			
本部長	氏名		TEL
統括指揮支援隊長	所属		TEL
	氏名		

消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

大隊長	所属 氏名	TEL	
統合機動 部隊長	所属 氏名	TEL	
後方支援本部	所属 氏名	FAX	
	メールアドレス		

大隊長	所属 氏名		TEL	
統合機動 部隊長	所属 氏名		TEL	
後方支援本部	所属 TEL		FAX	

派遣場所	職・氏名	TEL

政府現地対策本部		設置場所：	
NTT回線	TEL		FAX
消防防災無線	TEL		FAX
地域衛星回線	TEL		FAX
メールアドレス			
本部 長	職・氏名		TEL

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所属 氏名	TEL

セクター(HB)		設置場所	
NTT回線	TEL		FAX
消防防災無線	TEL		FAX
地域衛星回線	TEL		FAX
メールアドレス			
HB指揮者	所属		TEL
	職・氏名		
航空指揮支援本部長	所属		TEL
	氏名		
(航空指揮支援隊長)			
航空後方支援隊長	所属		TEL
	氏名		

FB指揮者	所屬		TEL	
	職・氏名			
	所屬		TEL	
	氏名			